



タイ国での就労の手順（一般）

1. 日本での手順

行程	期間	参考
パスポート取得 <各都道府県旅券事務所>	7日	

↓

タイ国入国査証取得 <在日タイ国大使館、領事館>	2日	<p>ノンイミгранト（B）ビザ</p> <p>◀日本側で準備するもの▶</p> <ul style="list-style-type: none">• パスポート（有効残存期間6ヶ月以上）• 写真（3cm×4.5cm / 2葉）• 保証書（日本側スポンサー）• 保証会社の会社登記簿謄本（場合による）• 英文履歴書（所定）• 航空券又は予約証明書（往復又は片道）• ビザ申請用紙（所定） <p>◀タイ側で準備するもの▶</p> <ul style="list-style-type: none">• 聘招状（タイ側スポンサー）• 聘招会社の会社登記証明書（ナンスー ラプローン）• 労働許可事前認可（書式：トートー3） （就業目的や15日以上長期商用の場合に求められる場合があります） <p>* トートー3は事前にタイ国労働省へ申請し、取得には1～3週間を要します。</p> <p>その他の書類を求められる事があります。 詳細は在日タイ国大使館ホームページをご参照下さい。</p>
-----------------------------	----	--

緊急の場合は、タイ国入国査証なしでタイ入国し、その後ノンイミгранト（B）ビザへ変更も可
"滞在ビザの切り替え"の項参照



2-1. タイ国での手順【初年次】

行程	期間	参考
タイ国入国	-	空港で 90 日間の滞在許可
↓		
労働許可証、長期滞在ビザ申請用の書類準備	-	必要書類の頁参照 » 入国ビザと滞在ビザ “滞在許可の延長申請” » 労働許可証申請方法
↓		
労働許可証 申請・取得 <タイ国労働省>	One Stop 1 日 労働省 10 日間~4 週間	最長 2 年迄有効
↓		
長期滞在ビザ申請・取得 <移民部>	One Stop 1 日 移民部 30 日	入国日の滞在許可期限より起算して 1 年有効。移民部では 30 日間の審査期間を要す。審査期間 30 日中の出入国時はそのタイミングとリエントリーパーミットに注意。 申請のタイミングは、ONE STOP：入国日より 90 日以内、 移民部：入国時に得た滞在許可期限の 30 日前から申請
↓		
リエントリーパーミット取得 <移民部>	One Stop 移民部 1 日	リエントリーパーミット無しで出国すると滞在ビザが失効するので要注意 出国時空港での取得も可です «必要書類» (シングル / マルチプル) • パスポート • 写真 1 葉
↓		
90 日レポート (居住地報告) <移民部>	One Stop 移民部 1 日	90 日を超えて継続して滞在する者は、各 90 日毎に報告



2-2. タイ国での手順【2年目以降毎年次繰り返し】

行程	期間	参考
労働許可証、長期滞在ビザ更新用の書類準備	-	必要書類の頁参照 » 入国ビザと滞在ビザ "滞在許可の延長申請" » 労働許可証申請方法
↓		
長期滞在ビザ更新<移民部>	One Stop 1日 移民部 30日	滞在有効期限日の1ヶ月前から申請受領
↓		
リエントリーパーミット取得<移民部>	One Stop 移民部 1日	
↓		
労働許可証更新<労働省>	One Stop 1日 労働省 2~7日	許可有効期限日の1ヶ月前から申請受領